【様式②】

政策会議　議事概要

開 催 日	令和3年12月20日	場　所	市役所本庁　４階会議室
出 席 者	☑ 市　長　☑ 副市長　☐ 教育長 ☑ 市長公室長　☑ 総務部長　☑ 市民生活部長　☑ 健康福祉部長　☑ 産業部長 ☑ 農業委員会事務局長　☑ 建設部長　☑ 一宮市民局長　☑ 波賀市民局長　☑ 千種市民局長 ☑ 教育部次長（代理）　☑ 会計管理者　☑ 議会事務局長　☑ 総合病院副院長兼事務部長		
議　題	宍粟市都市計画マスタープランの改定について		
現　状	平成10年３月に「山崎都市計画マスタープラン」を策定しているが、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、人々の生活ニーズの多様化や合併、土地区画整理事業の縮小、長期未着手の都市計画道路の見直しなど、都市（まち）を取り巻く状況は変化しており、「宍粟市都市計画マスタープラン」として見直すべく、平成31年３月から令和３年11月までの間、宍粟市都市計画マスタープラン策定会議及び検討委員会をそれぞれ６回開催している。		
課　題	全国的に本格的な少子高齢化、人口減少社会が到来するなか、本市においても人口の減少は避けられない状況である。第２次宍粟市総合計画後期基本計画において、人口減少対策を本市の最重要課題と位置付け、市民協働センター周辺を人口流出抑制の「第１のダム機能」、都市機能が集積する宍粟市役所周辺を「第２のダム機能」として市外への人口流出抑制を図ろうとするものである。		
決 定 事 項	都市の将来像 自然・歴史と調和した安心安全で暮らしやすいまち ～人が輝き、活力あふれる未来をめざして～ 都市づくりの方針（分野別方針） ⑴ 土地利用の方針 ⑵ 交通の方針 ⑶ 公園・緑地の方針 ⑷ 自然環境の方針 ⑸ 歴史的文化的資源の方針　＋　宍粟市の拠点づくり ⑹ 市街地・集落及び住環境の方針 ⑺ 防災及び減災の方針 ⑻ 景観形成の方針 ⑼ その他公共施設の方針 ※本計画は、宍粟市総合計画に即した都市計画区域内の整備、開発及び保全の方針を示すものであるため、総合計画で示された将来の地域構造における「第２のダム機能」を担う範囲と、その中心的役割を担う「宍粟市の拠点」を示し、分野別及び宍粟市の拠点づくりの方針を示している。		